

2018
平昌冬季
オリンピック・パラリンピック
安全の手引き 第3版
(電子媒体版)

この「安全の手引き」は、2018 平昌冬季オリンピック・パラリンピック観戦のため、韓国を訪れるみなさまが安全に滞在できるよう、作成したものです。最新の情報は以下の特設ホームページにある「安全の手引」(電子媒体版)を御利用願います。

渡航前に「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)に登録するとともに、最新の安全情報を外務省海外安全ホームページや在韓国日本国大使館ホームページでご確認ください。

2018年2月28日



在大韓民国日本国大使館
当館特設ホームページ(大会期間終了まで)
<http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/pyeongchang.html>

はじめに（韓国渡航前にしておくこと）

韓国の江原道（カンウォンド）平昌（ピョンチャン）・江陵（カンヌン）を中心に、冬季オリンピックが2018年2月9日から25日までの間、冬季パラリンピックが2018年3月9日から18日までの間開催されます。

平昌冬季オリンピック・パラリンピックの開かれる江原道は、内陸部には雪岳山、五台山などの国立公園やスキーリゾート地があり、海岸が日本海に面していることから、夏は登山客や海水浴客が、冬はスキーヤーなどが多数訪れる観光地です。

江原道は、韓国内で最も寒い地域であり、大会期間中の2月、3月は夜間にマイナス20度近くまで冷え込むこともあります。このため、観戦に当たっては万全の防寒対策をとるようにしてください。加えて、競技会場付近で予約なしにホテル等を見つけることは非常に難しいので、韓国訪問前に十分な旅行・観戦計画を立ててください。

また、韓国における犯罪発生率は日本よりも高いことから、競技会場周辺での窃盗や置き引きなどの被害に遭わないようご注意ください。

現在、韓国では鳥インフルエンザが発生しており、当局による家畜農家等に対する防疫対策が取られています。韓国内ではこれまで人体への感染は報告されておりませんが、養鶏場や渡り鳥の飛来地への訪問は控え、死んだ鳥に触ったりしないようにするとともに、手洗い・うがいの励行、必要に応じてマスクを着用するなど基本的な対策を心がけてください。

海外では「自分の身は自分で守ること」が防犯の基本です。本「安全の手引き」は、韓国へ渡航し、平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会を観戦する日本人の方々がご自身の安全をご自身で確保するための様々な情報を掲載しています。安全に楽しく観戦していただくために、ご活用ください。

【韓国渡航に当たって】

(安全対策)

- ◆ 海外安全情報の自動メール配信サービス（外務省「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）への登録
- ◆ パスポートのほか、パスポートの写しも持参（分散して管理）
- ◆ 「安全の手引き」の持参

(感染症・医療対策)

- ◆ 海外旅行保険への加入
- ◆ インフルエンザ等の予防接種
- ◆ 十分な防寒着の持参
- ◆ 医療機関で診療を受ける可能性に備えて、十分な現金及び
クレジットカードの持参（※競技会場内ではVISAのみ使用可）

緊急の場合には、現地の外務省連絡事務所又は在韓国日本国大使館にご連絡ください。連絡先の詳細は「第 8 主要連絡先」をご参照ください。

また、緊急事態が発生した場合、外務省・大使館より「スポット情報」や「緊急メール」が発信されます。詳細については、「第 2 安全情報の入手方法」をご参照ください。

【韓国出入国の注意事項】

1 査証（ビザ）

観光を目的とする場合は無査証で入国できます（滞在期間：90 日以内）。

2 旅券（パスポート）

パスポートは、日本人であることを証明する国際身分証であり、紛失したり盗まれたりしないよう、パスポートの管理には細心の注意を払ってください。なお、韓国滞在中にパスポートの有効期間が満了とならないようご注意ください。

第 1	平昌の位置・基本情報	1
1	平昌の位置	1
2	気候	1
3	競技会場までの交通手段と会場付近の交通	1
第 2	安全情報の入手方法	3
1	たびレジ	3
2	海外安全アプリ	4
3	外務省海外安全ホームページ	4
4	災難安全情報ポータル・アプリ「EMERGENCY READY」	5
第 3	衛生・医療事情	5
1	衛生事情	5
2	病気	5
3	予防接種	6
4	医療体制	6
5	その他	6
第 4	防犯対策	7
1	治安情勢	7
2	平昌地域の治安情勢及び犯罪傾向	7
3	防犯の基本的な心構え	7
4	基本的な防犯対策	8
第 5	トラブルに巻き込まれたら	10
1	犯罪被害に遭った場合	10
2	パスポートを紛失、盗難、焼失した場合	11
3	緊急にお金が必要となった場合	11
4	競技会場で迷子になったり、落とし物をした場合	11
5	大使館・総領事館でできないこと	12
6	緊急時の韓国語	12
第 6	緊急事態における対応	13
1	情報収集・安全確保	13
2	安否確認	14
3	避難・退避が必要な場合の対応	14

第7	競技観戦に関する注意事項	14
1	競技会場・ホテル等への移動は計画的に	14
2	競技施設及びその周辺での注意事項	15
3	観戦チケットの扱い	18
第8	主要連絡先	19
1	外務省連絡事務所	19
2	日本大使館・総領事館	20
3	警察／消防・救急／通訳サービス等	21
4	病院（平昌付近，ソウル付近）	22

第1 平昌の位置・基本情報

1 平昌の位置

冬季オリンピック・パラリンピックが開催される平昌は、韓国北東部の江原道に位置しています。競技会場は平昌郡のほか、江陵市と旌善（チョンソン）郡にも配置されています。

2 気候

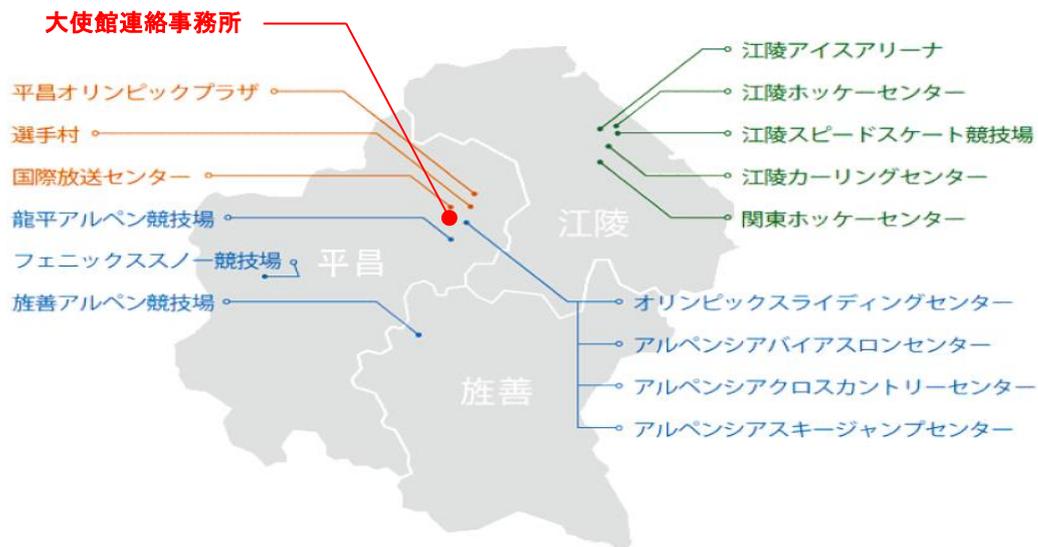
平昌・江陵の平均気温は、2月がマイナス5度、3月がマイナス1度です。この期間は、最低気温がマイナス15度を下回ることや真冬日となることもあり、気象状況によっては体感温度がかなり低くなります。天候は晴れることも多いですが、山間部のため変化が激しく、雪がよく降ります。

3 競技会場までの交通手段と会場付近の交通

ソウル市内から平昌・江陵までは各種の公共交通機関が整備されています。

競技会場周辺で予約なしにホテル等を見つけることは非常に難しいので、公共交通機関を利用する場合には、競技会場からホテル等までのルートと運行時間をご確認いただき、十分に余裕のある移動計画を立ててください。





(1) 高速鉄道 (K T X)

仁川国際空港⇄江陵を約2時間半で移動可能です。K T X時刻表は大会ホームページにも掲載されています。詳細はK O R A I Lにお問い合わせください (02-1599-7777 (日本語案内あり))

① 仁川国際空港駅から各競技場

仁川国際空港駅—(ソウル駅)—珍富(チンブ)駅／江陵駅(シャトルバスにて各競技場へ)

② 金浦国際空港駅から各競技場

金浦空港駅(空港鉄道)—ソウル駅(K T X)—珍富駅／江陵駅(シャトルバスにて各競技場へ)

(2) 高速バス及び市外バス

ソウル市内と平昌・江陵の間を高速バスが運行しています。また、大会期間中、平昌と江陵の間は無料の市外バスが運行しています。高速バスを利用した場合の所要時間は、渋滞がなければ、ソウル市内から平昌までは約2時間30分、江陵までは約3時間ですが、大会期間中は交通渋滞が予想されます。また、2018年2月15日から18日まではソルラル(旧正月)の連休とも重なるため、さらに混雑が見込まれます。

(3) シャトルバス

競技会場, K T X 停車駅 (平昌駅, 珍富駅, 江陵駅), バスタ

一ミナル（長坪，珍富，横溪，江陵）等の間を無料のシャトルバスが運行します。シャトルバスは，開会式の前日から閉会式の翌日まで運行し，競技開始時間の3時間前から競技終了の2時間後まで運行する予定です。

（4）タクシー（ソウル）

大会期間中，バス・地下鉄の運行終了後にソウル市内（ソウル駅，清涼里駅，上鳳駅）に到着するKTXを利用する際には，タクシーの利用が必要になります。韓国では携帯電話のアプリを利用してタクシーを呼ぶことができます。あらかじめアプリをダウンロードしておくことも一案です（「カカオタクシー（日本語で操作可）」など）。

なお，ソウルでは，ジャンボ（大型）タクシーに酷似したコールバン（大きな荷物等を持った客のための貨物車）による料金トラブルが発生しており，注意が必要です。詳しくは当館特設ホームページをご覧ください。

第2 安全情報の入手方法

邦人の方々が安全に海外渡航・滞在するため，外務省は海外の安全に関する情報をはじめとする様々な情報を提供しています。渡航に当たって，「海外安全ホームページ」や「携帯版・海外安全ホームページ」を確認し，「たびレジ」に登録するなど，必要な情報を入手してください。また，大会終了までは，在韩国日本国大使館の特設ホームページ（<http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/pyeongchang.html>）にて関連情報を随時提供します。

また，「外務省領事サービスセンター」（代表電話番号：03-3580-3311 内線：2902，2903 外務省の閉庁日を除く9時から12時30分，13時30分から17時）では，海外安全に関する電話でのお問い合わせや窓口相談にも随時応じています。

1 たびレジ

外務省海外旅行登録「たびレジ」は，3か月未満の短期渡航者が海外での滞在情報（旅程，滞在先，連絡先等）を登録する制度です。ご登録すると，大規模災害や暴動等の緊急事態が発生した場合に

は、緊急一斉通報により、安全に関する情報をメールで自動的に受け取ることができます。また、いざというときの安否確認の対象になります。韓国へ渡航される前に必ずご登録をお願いします。

以下のアドレスより登録できます。

たびレジ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

2 海外安全アプリ

より簡便に海外安全情報を入手できるスマートフォン用の海外安全アプリもご活用ください。このアプリでは、以下を確認できます。

- スマートフォンのGPS機能を利用した現在地及び周辺国・地域の海外安全情報の表示
- 任意の国・地域を「MY旅行情報」機能から選択することで、当該国・地域に対する海外安全情報が発出された場合の受信
- 各国・地域の緊急連絡先の確認

海外安全アプリは、APP Store 又は Google Play において「海外安全」で検索してください。

3 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

海外安全情報は、渡航・滞在に当たって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出される「スポット情報」があります。

The screenshot shows the official website for overseas safety information from the Japanese Ministry of Foreign Affairs. At the top, there's a navigation bar with options for text size, mobile version, and language. The main content area features a world map where different regions are highlighted in yellow and red, indicating varying levels of risk. A red-bordered box on the map contains a warning in Japanese: '海外に渡航される方は、最近のテロ等の治安情勢を踏まえ、十分注意してください。' (Those traveling overseas should pay special attention due to recent terrorist incidents and security conditions). Below the map, there are several news items and a sidebar with social media links for ORR.net and Facebook. The page is designed to provide timely and clear information to Japanese citizens traveling abroad.

危険情報の目安には次の4つのカテゴリーがあります。

「レベル1：十分注意してください。」

当該国（地域）への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため，特別な注意が必要です。

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

当該国（地域）への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には，特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください（レベル2が発出された場合には，一般の邦人の方がオリンピック・パラリンピックの観戦を目的に韓国に渡航することは控えてください）

「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

当該国（地域）への渡航は，どのような目的であれ止めてください。場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」

当該国（地域）に滞在している全ての日本人の方々に対して，当該国（地域）から，安全な国（地域）への退避（日本への帰国を含む）を勧告するものです。

4 災難安全情報ポータル・アプリ「EMERGENCY READY」（英・韓）

韓国政府が提供しているスマートフォンアプリで，韓国内の病院，警察署，消防署，待避所等の位置を検索できるほか，緊急時の案内を受けることができます。

第3 衛生・医療事情

1 衛生事情

韓国の水は硬水です。水道水は体に合わない場合があるので，生水は飲まないようにしましょう（ただし，レストラン等で出される水は飲用です。）。

2 病気

(1) 鳥インフルエンザ

現在、韓国では鳥インフルエンザが発生しており、当局による家畜農家等に対する防疫対策が取られています。韓国内ではこれまで鳥インフルエンザの人体への感染は報告されていませんが、韓国政府は、鳥インフルエンザについて、野生鳥類やアヒル・鶏等との接触の可能性が少ない一般国民への感染の可能性は「非常に低い」としながらも、一般的な疾病予防対策として、次のことを呼びかけています。

- ① 手を頻繁に洗い、洗っていない手で目、鼻、口を触らない。
- ② 呼吸器系の症状がある場合はマスクを使い、せき、くしゃみをする場合はティッシュ等で口と鼻を押さえる。

(2) 食中毒

衛生施設等のインフラは相当整備されています。冬季とはいえ、一見して衛生状態がよくない飲食店や屋台での食事、特に生もの（生ガキ等の貝類など）には注意が必要です。場合によっては食中毒や肝炎等の原因にもなりかねません。

3 予防接種

韓国政府は、韓国に入国・滞在する者に対して特定の予防接種を義務付けていません。渡航に当たっては、厚生労働省検疫所ホームページ (http://www.forth.go.jp/destinations/country/s_korea.html) も参考にしてください。

空港等にて熱感知カメラや申告等により高熱が確認される場合などは、個別に診断調査が行われることがあります。

4 医療体制

都市部に病院は多数あります。日本語が通じないことが多いため、国際クリニック（外国人診療所）を備えた病院で受診するのが一般的です（要予約）。救急の場合には、日本と同様、「119」番に通報するとオペレーターにつながります。通訳を介して通話したい場合には、「ジャパニーズ プリーズ」と伝えてください。また、オリンピック統合案内コールセンター（「1330」番）が、病院案内、診察時の通訳、救急（「119」番）へ取次ぐサービスを提供しています。

5 その他

街中には薬局があり、薬を容易に入手することができます。日本語が通じないことが多いため、常備薬・処方薬は日本から持参することをお勧めします。韓国への持込み可能な常備薬・処方薬については、仁川空港携帯品課（+82-32-722-4422/3）にご照会ください。ただし、処方薬を持ち込むに当たり、薬の成分により、医師の所見等が必要な場合もあります。あらかじめ医師にご相談ください。

旅行中、脳梗塞や心臓病等の重病で倒れ、入院費や日本への緊急移送費の支払い等に困るケースが発生しています。海外旅行保険に加入していない場合、多額の治療費や入院費を帰国前に全額支払わなければならない場合があります。万一の場合に備え、緊急移送サービスなど十分な補償内容を含む海外旅行保険への加入をお勧めします。

第4 防犯対策

1 治安情勢

韓国警察庁の統計によると、2016年の犯罪発生総件数は、1,849,450件で、前年（1,861,657件）と同様の件数で推移しています。

主な犯罪の発生リスクを日韓で比べると、殺人が日本の約2.5倍、強盗が約1.2倍、強姦が約13倍、強制わいせつが約6.4倍となっています。（注：10万人あたりの発生数での比較）

2 平昌地域の治安情勢及び犯罪傾向

2016年における江原道全体の犯罪発生件数は58,814件で、人口比で見た場合、発生水準は韓国全国の場合と同等です。また、同地において、全国に比べて突出して発生率の高い犯罪はありません。

3 防犯の基本的な心構え

（1）渡航先の十分な知識をもって

韓国の治安状況、犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に知り、事件・事故に巻き込まれないようにしましょう。

（2）意識を海外モードに

事前に収集した豊富な安全情報を実際の危機回避に生かすため

には、「意識」を常に海外モードにして注意を怠らないことが重要です。韓国は、比較的安全・安心とされていますが、生活習慣や文化、考え方・意識の違いから犯罪やトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

(3) 自分と家族の安全は自分たち全員で守る

犯罪等に巻き込まれないためには、自分と家族の安全は自分たち全員で守るとの心構えが大切です。

(4) 自ら危険に近づかない

人通りの少ない場所などでは、犯罪が少なからず発生しています。夜間の一人歩きは避けましょう。

また、大会開催中、オリンピックに反対する団体等による集会・デモが行われる可能性もあります。興味本位で近づくことのないようにしましょう。

4 基本的な防犯対策

(1) 犯罪形態別に見る日本人被害の発生事例と対策

大使館で相談を受ける主な犯罪の被害例及び犯罪手口は以下のとおりです。

① 窃盗（置き引き・スリ）

- ・ 食事中、ホテルや空港でのチェックイン等の手続きのため、一時的に所持品から目を離した際に置き引きに遭った。
- ・ 駅、市場、繁華街などでスリの被害に遭った。
- ・ サウナのロッカーやクラブ等の手荷物預所にカバン等を預けたところ、盗難にあった。
→ 外出時、お金や旅券は肌身離さないことが大原則です。
また、不必要な現金は（信用に足る）ホテルのセーフティ・ボックスに預けるなどしてください。

② 性犯罪

- ・ チムジルバン（韓国式サウナ）で仮眠中に胸や体を触られた。
- ・ 夜間、すれ違いざまに体を触られた。
→ 夜間、一人での行動は避けましょう。路上では後をつけている者がいないか、常に周囲の状況に気を配りましょ

う。

- ・ 知り合った男性と飲酒后，男性の自宅（又はカラオケボックス等）でわいせつな行為をされた。
→ 見知らぬ相手を安易に信用してはいけません。単独又は少人数で個室等の隔離された場所に入るのは危険です。

③ 強盗

- ・ 深夜，人通りが少ない路上で所持品を強奪された。
→ TPOにもよりますが，高級ブランド品や貴金属で着飾るのは危険です。自然な装いを心がけましょう。

④ 暴行傷害

- ・ 飲食店で隣の席の客とトラブルとなり，殴られた。
- ・ 交通上のトラブルから暴行を受けた。
→ トラブルに発展しそうな場合は，警察や周囲の人に助けを求めたり，その場から離れてください。

⑤ 詐欺

- ・ 飲食店で法外な料金を要求された。
→ 歓楽街で，外から中の様子が見えない，看板も出していないような飲食店は避ける。ガイドブックなどに掲載されている店舗を利用するようにしましょう。
- ・ カジノで知り合った日本人・外国人に遊興費を借りたところ，法外な利息を付加した金額の返金を求められた。
→ このような違法な金貸しは組織的に行われ，負けが込んでいする弱みにつけ込み，巧みに近づいてきます。身元の不確実な相手との金銭貸借はしないようにしてください。融資を提案してきたら，毅然とした態度で断りましょう。

（２）日本人が加害者となるケース

一方，日本人が犯罪の加害者やトラブルの当事者となるケースも発生しています。

① 暴行・傷害

- ・ 飲食店で隣の客と口論の末につかみ合いのけんかとなり，暴行の被疑者として警察の事情聴取を受けた。

→ 「相手が先にやったから…」は、暴行や傷害罪を免れる理由にはなりません。トラブルに発展しそうな場合は、警察や周囲の人に助けを求めたり、その場から離れてください。

② 性犯罪

- ・ 路上にて誘惑目的で女性の肩に腕を回して道を尋ねたところ、強制わいせつで訴えられ、逮捕された。
- ・ 旅行中知り合った女性と飲酒をし、双方酩酊状態で性交渉。酔いの覚めた女性が強姦されたと警察に申告し、準強姦で逮捕された。

→ 韓国は日本同様、性犯罪に対しては厳しく取り締まっています。「このくらい…」といった主張は通用しません。相手が性的に羞恥心を感じたかが重要視されます。韓国では、買春をした者も罰則（1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金・拘留又は科料）の対象となります。

(3) その他のトラブル

- ・ 「日本語だからわからないだろう」との安易な考えから、街中での不用意な会話が原因でトラブルに。
 - 日本語を理解する韓国人は多いため、不用意な言動は慎みましょう。
- ・ 地下鉄の乗降口で電車を待っていたら、老人が前に割り込み、トラブルに（旅行者に特に多い）。
 - 韓国では年長者を敬う意識が日本よりも強く存在します。近い国であるが故に、日本との違いに違和感を感じがちです。生活習慣・文化の違いを理解しましょう。

第5 トラブルに巻き込まれたら

1 犯罪被害に遭った場合

被害届は、保険請求のためだけに提出するものではありません。被害届を出さなければ警察は事件を把握できず捜査に着手できません。万が一被害に遭った場合は、速やかに「112」番通報（日本の「110」番に相当。「ジャパニーズ プリーズ」と伝えることに

より日本語通訳者に接続され、通訳を介し通話できます) や最寄りの警察署で被害の届出をしてください。

2 パスポートを紛失、盗難、焼失した場合

緊急に日本に帰国する必要がある場合は、在韓国日本国大使館領事部で「帰国のための渡航書」の申請をすることになります。なお、第三国への渡航はできません。申請に必要な書類等は以下のとおりです。

(1) 必要書類等

- ① 渡航書発給申請書 (大使館にあります) : 1 通
- ② 紛失一般旅券等届出書 (大使館にあります) : 1 通
- ③ 写真 (スピード写真可) : 2 葉
- ④ 戸籍謄 (抄) 本 (6 か月以内に発行されたもの) 又は日本国籍があることを確認できる立証書類 (本籍の入った住民票等) : 1 通
- ⑤ 韓国の警察署発行の紛失届出を立証する書類又は消防署等の発行した罹災証明書等 : 1 通
- ⑥ 手数料 : 26,000 ウォン (カード・円払い不可)

(2) 留意事項

発行までには申請後 2~3 時間かかります。日本への帰国便の日時を確認し、余裕をもって来館してください。帰国便に間に合わない場合は、あらかじめ帰国便を変更した上でご来館ください。

3 緊急にお金が必要となった場合

滞在中に財布を遺失・紛失してしまった場合など、緊急にお金が必要となった場合、海外送金サービスを利用して日本から送金してもらう方法があります。

ウエスタンユニオン (Western Union) 社

<http://www.westernunion.co.jp/jp/>

【電話】 +61-2-9226-9554 (韓国内)

0034-800-400-766 (日本国内から)

4 競技会場で迷子になったり、落とし物をした場合

各競技会場に設置されているインフォメーションセンターにオリンピック統合案内コールセンター (「1330」番、アナウンス後に 3

番を選択すると日本語で通話可能) を通じて連絡するか、直接訪問してください。

遺失物は、当日中であれば、各競技会場のインフォメーションセンターで保管されますが、競技終了後は平昌・江陵の総合遺失物センターに移管されます。

5 大使館・総領事館でできないこと

日本人が関係する事故や犯罪についても、韓国の法律が適用されるため、韓国の行政・司法手続に従って解決を図る必要があります。必ずしも日本国内と同様のサービスや救済を受けられるとは限りません。また、在外公館の権限等にも制約があることから、在外公館ができることには限界があります。以下は大使館・総領事館のできないことの一例です。

- 病院との交渉，医療費・移送費の負担，支払保証，立て替え
- 犯罪の捜査，犯人の逮捕，取締り
- 訴訟への介入，相手側との賠償交渉
- 金銭の供与
- クレジットカードの失効手続，航空券の再発行手続の代行
- 被害届提出の代行
- 通訳・翻訳（ただし，通訳・翻訳者の情報を提供します。）

6 緊急時の韓国語

	韓国語	読み方
助けて！	살려주세요	サルリョジュセヨ
手伝ってください	도와주세요	トワジュセヨ
警察に電話してください	경찰에 전화해주세요	キヨンチャレ チョナヘジュセヨ
救急車を呼んでください	구급차를 불러주세요	クグッチャルル プルロジュセヨ
急いで	빨리빨리	パルリパルリ
早くしてください	서둘러 주세요	ソドウルロ ジュセヨ
泥棒だ	도둑이야	トドゥギヤ
パスポートを無くしました	여권을 잃어 버렸어요	ヨッコヌル イロボリヨッソヨ

第6 緊急事態における対応

1 情報収集・安全確保

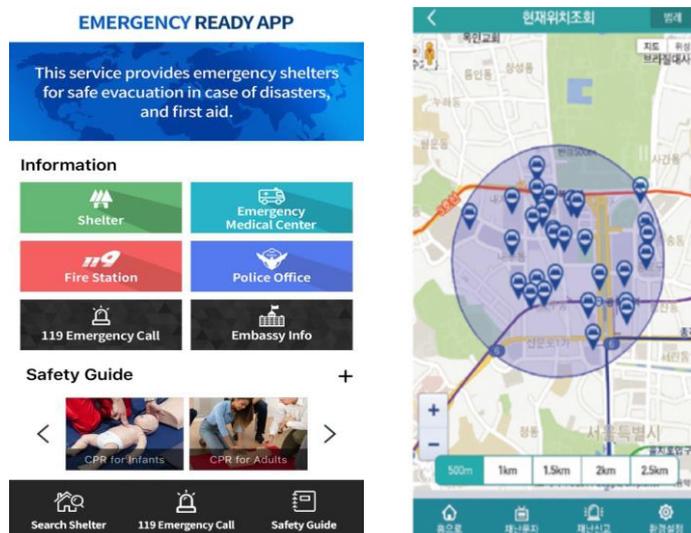
大規模な自然災害や騒乱・テロなどの緊急事態発生時には、流言飛語に惑わされないよう、テレビ・ラジオなどから最新情報の入手に努めるとともに、危険な場所には近づかないなど、ご自身の安全を第一に確保してください。

また、韓国政府、自治体、治安当局（警察、消防）の指示・誘導には従ってください。待避所の位置については、韓国政府が提供している韓国国民災害安全ポータルホームページや緊急事態時総合対応スマートフォンアプリ（EMERGENCY READY）で確認することができます。

- (1) 韓国国民災害安全ポータルホームページ（韓国語のみ）

<http://www.safekorea.go.kr>

- (2) 緊急事態時総合対応スマートフォンアプリ（EMERGENCY READY）
（韓国語、英語）



(注) 韓国政府指定の待避所には次の標示があります。



2 安否確認

大規模な自然災害や騒乱・テロなどの緊急事態が発生した場合には、安否確認のため、「たびレジ」又は「在留届」に登録されている携帯電話番号宛にメッセージを送信します（送付元番号006-852-9665-7304）。メッセージを受信した際は、メッセージの指示に従って返信してください。

3 避難・退避が必要な場合の対応

民間航空機又は船舶による出国が可能な場合、空港等には可能な限り大使館員が派遣され、邦人が円滑に出国できるよう支援します。大使館員の指示、誘導に従ってください。

また、空港が閉鎖され航空機による出国が不可能となった場合には、次のいずれかの対応が想定されます。

なお、退避に当たっては、パスポートを必ず携行してください。

① ホテルや自宅又は待避所での待機

次のような場合にはホテルや自宅又は待避所で待機することとなります。

- ・戒厳令（外出禁止）が敷かれた場合
- ・外出（集合場所への移動を含む）が危険と判断される場合
- ・安全地域への移動方法等が確定していない場合

② 安全地域への避難

安全地域へ避難する方法については、安全性、輸送容量を総合的に判断し決定することとなります。方法を確定した時点で、避難方法、集合場所、時間、注意事項等を大使館ホームページに掲載するとともに、「たびレジ」や在留届に登録された連絡先にSMS等で連絡しますので、大使館との通信手段を常に確保しておいてください。

第7 競技観戦に関する注意事項

1 競技会場・ホテル等への移動は計画的に

大会期間中、会場周辺の公共交通手段は相当な混雑が予想されます。特にソウル等の遠隔地から会場までの移動をお考えの場合、あらかじめ鉄道や高速バスの座席を確保しておくなど、計画的に早め

の行動をお願いします。

競技会場周辺にて万が一、移動手段を逸したり、行き場所がなくなった場合には、外務省連絡事務所まで連絡願います。

2 競技施設及びその周辺での注意事項

(1) 競技場内への持ち込み禁止物品

各競技施設では持ち込み制限が行われます。禁止されている物品を持ち込んだ場合、没収されたり、悪質であると判断された場合は逮捕・処罰されることもありますのでご注意ください。持ち込みが禁止されている主なものは以下のとおりです。

- 爆発性物質及び点火装置（これら原材料や花火・爆竹なども含む）
- 銃器及びその部品、銃器の疑いのあるもの、弾薬（模造銃、おもちゃの銃も含む）
- 麻薬及び向精神薬

例外：医師により処方された麻薬又は向精神薬の成分を有する医薬品（処方箋は、発行者の所在地、商号又は医師免許証番号を記入して署名又は捺印したもの）

- 武器又は他人に危害を与えるもの（ナイフ、はさみ、カミソリ、カッター、ハンマー、カメラスタンド、ゴルフクラブなど）

例外：自撮り棒（形状等による）、大会や競技の運営に必要な機材・工具等

- 液体ガスボンベ、圧縮ガス

例外：喫煙用ライター、マッチ

- 強酸性物質、可燃性危険物、アスベスト等

- 競技やイベントの運営・進行に支障をきたすもの

- ・ オリンピック憲章に反する政治・社会批判、公共の秩序又は人の常識に反する印刷物、人種差別、特定の宗教などを表示する文言や絵画、垂れ幕、印刷物、バナー、ロープ、プラカード、衣類
- ・ 大型国旗（縦1m×横2mを超えるもの）及び大会に参加していない国の国旗と垂れ幕、すべての商業的記号・メッセージを含む表示物

- ・ レーザーポインター等発光装置，大音量を発する楽器・拡声器・スピーカー
- ・ 無線信号装置（無線機，トランシーバー，ドローン等）
- ・ 自転車，ローラースケート，スケートボード。折りたたみ椅子，大型バッグ（50×50×50cm以上），テント

例外

- ・ 政治・宗教・商業等のプロパガンダを含まない応援用品
- ・ 幼児及び障害者の移動のための機器
- ・ 競技登録国の国旗（縦1m×横2m以内）
- ・ 施設内のオフィシャルショップで販売・提供されるもの

○ 医薬品

- ・ 100ml以上の液体の医薬品（100ml未満の場合でも，不透明又は金属製の容器で中身が見えないものは不可）
- ・ 密封された容器等に入った5種類以上の医薬品

例外：医師により発行された処方箋（発行者の事業所所在地・商号又は免許番号を記入し，署名又は捺印したもの）による医薬品で，処方箋とともに提示された医薬品

○ その他

- ・ ペット
- ・ ガラス容器
- ・ 内容物が判別できない液体，クリーム，粉末
- ・ 食品及び飲料

例外

- ・ 盲導犬，介助犬等
- ・ 1人当たり最大5個のクリーム，ローション，オイル又は個人的な衛生用品であって，最初の販売当時の容器に入っているもので，各200mlを超えず全体で1リットルを超えないもの。
- ・ 競技施設内のレストラン及びオフィシャルショップで販売されている飲料
- ・ 患者，幼児のための食品・飲料（ガラス又は耐熱容器に入った1リットルを超えないもの）

(2) 持ち込み制限物品

観客は、以下の物品を限定的に持ち込むことができます。制限に違反した場合、物品の押収、会場からの退去、逮捕などの可能性があります。

- 個人消費目的の密封包装された腐敗のおそれのないスナック類（容積1リットルを超えないもの）
- 幼児・患者・特異体質者と認められる者が摂取する腐敗のおそれのない飲食物
- セキュリティー区域外で水を補充して飲むためのプラスチック容器（外部にブランド名のない透明容器で1リットル以下の容量に限る）
- 先端が鋭くない折り畳み式小型傘（ただし、特定ブランド名が表記されたものは除く）

これらの持ち込み禁止物品や持ち込み制限物品は一例ですので、事前に確認するとともに、競技場等入場の際に禁止及び制限の指摘を受けた際は、関係者の指示に従ってください。

(3) 禁止行為

競技場・会場では、危険な行為や公序良俗に反し、秩序ある大会・運営の進行を妨害する行為などが認められた場合、チケットの払い戻しをすることなく入場の拒否や退出が求められることがあります。

- ① 以下は、会場内で禁止され、制限された行為の一例です（主催者の裁量で変更される可能性があります）。
 - 有効なチケット又はア kredिटーションカードなしで入る、又はダフ行為等により高く売られたチケットを利用する行為
 - 競技場や座席エリアに物を投げる等、イベントの進行を妨害する行為
 - 許可なくゲート、階段、通路の周辺に座り、通路を塞ぐ行為
 - フェンス、ライトタワー、その他施設に登ったり座席に立つ行為

- 指定されていない地域での喫煙
- 無断で禁止区域に入る行為
- 建物, 樹木, 看板, 又はその他の物・施設を破壊する行為
- 審判, 選手, 職員を含む他者への威迫・圧倒・侮辱・誘発
- アルコール・違法薬物の影響を受けて施設に入る行為
- 演説・布教行為
- 喫煙区域以外での火気の使用
- 広告の配布・掲載・損傷
- 指定場所以外でのゴミの投棄
- 競技を妨害したり, 施設や観客に危害を与える行為
- ② チケット所有者は, 下記の行為を行ってはけません。
 - 営利・非営利にかかわらず, 大会及び関係機関との関連性を惹起・暗示・言及する行為
 - 大会のブランドの表出を目的として広告物を展示・配布する行為
- ③ チケット所有者は, 下記の事項に従ってください。これに反した場合, チケットの払い戻しをすることなく入場の拒否, 退出を求められることがあります。
 - 要求に応じてチケット, 身分証明書, 又はアクレディテーションカードを提示すること
 - 個人所有物の保安検査に協力すること
 - 大会施設の規則及び保安担当者の指示・案内・誘導に従うこと
 - 指定された会場又はチケットに記載されたエリアで観覧すること

3 観戦チケットの扱い

観戦チケットは, 必ず正規の方法で入手してください。偽チケットが出回る可能性があるほか, 会場周辺でチケット売人(ダフ屋)が出没することも考えられます。

ダフ行為は韓国の法律でも禁止されており, 購入したチケットが押収されたり, 取調べを受けるなど, 競技を観戦できなくなる可能性があります。

チケットはオンラインで購入可能です。

第8 主要連絡先

国際電話をかける際に必要となる韓国の国番号は「82」です。日本から韓国内の番号にかける場合、国際識別番号に続き、国番号の「82」、その後市外局番（最初の0は除く）から番号を押してください。

1 日本大使館連絡事務所（平昌）

パラリンピック大会期間中（3月9日（金）～18日（日））、平昌に日本大使館連絡事務所が設置されます。平昌、江陵の各競技会場等で発生した事件、事故等に関するご相談は、まずは以下の電話番号まで連絡ください（パスポートの発給業務等は在大韓民国日本国大使館等で行います）。

電話：010-3880-5266, 010-5383-4001, 010-8775-0182

※夜間は緊急電話代行サービスに転送され、緊急性に応じて領事が対応します。また、昼間でも通話中など、通話が困難な場合には、大使館代表電話又は領事部代表電話におかけください。

住所：江原道平昌郡大関嶺面ソルボン路 325 ホリデイイン・リゾートアルペンシア平昌

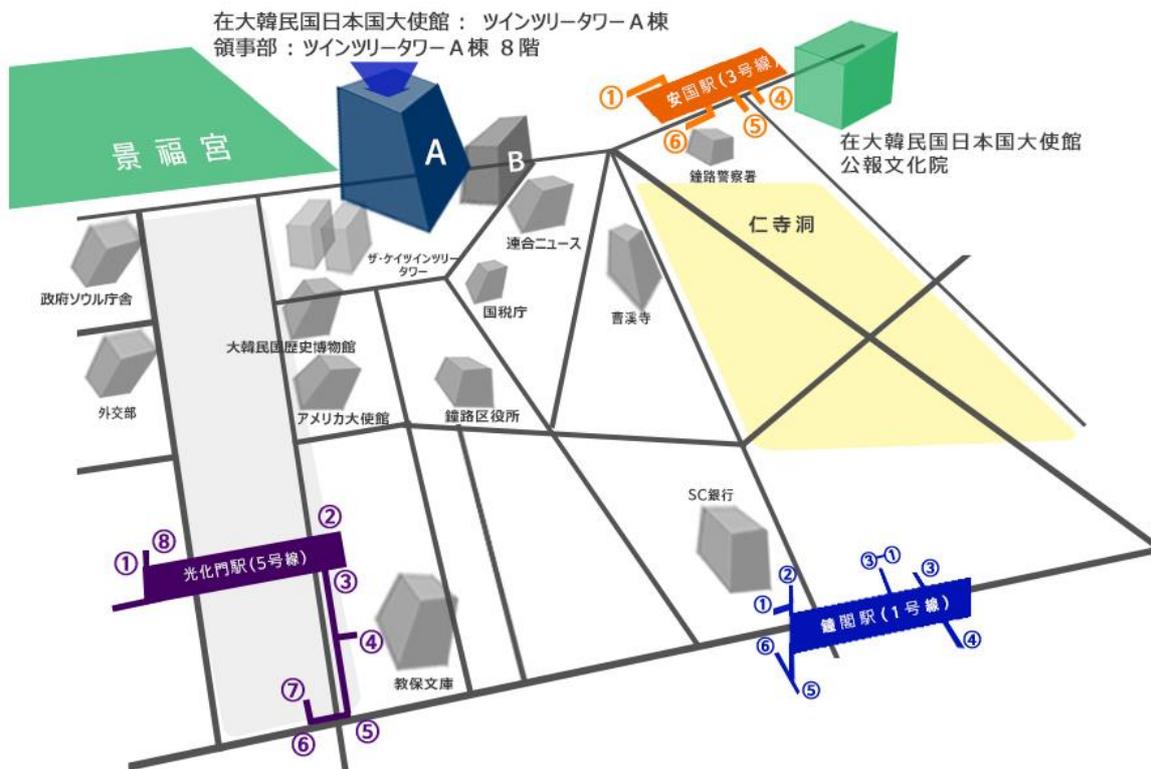
(강원도 평창군 대관령면 솔봉로 325 알펜시아 홀리데이인 리조트호텔)

2 日本大使館・総領事館

平昌・江陵の各競技会場で発生する事案等については、外務省連絡事務所に直接連絡してください。

機関名	連絡先等
在大韓民国日本国大使館 領事部	<p>【住所】 ソウル特別市鍾路区栗谷路6 ツインツリータワーA棟8階 TwinTree Tower A 8F, 6 Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul</p> <p>【電話】 02-2170-5200(大使館代表) 02-739-7400(領事部代表)</p> <p>【FAX】 02-723-3528(領事部邦人援護)</p> <p>【メールアドレス】 ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp(領事部邦人援護)</p> <p>【ホームページアドレス】 http://www.kr.emb-japan.go.jp/</p> <p>【公式ツイッター】 @JapanEmb_KoreaJ</p>
在釜山日本国総領事館	<p>【住所】 釜山広域市東区古館路18 18 Gogwan-ro, Dong-gu, Busan</p> <p>【電話】 051-465-5101</p> <p>【FAX】 051-464-1630</p> <p>【メールアドレス】 consular@pz.mofa.go.jp</p> <p>【ホームページアドレス】 http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</p>
在濟州日本国総領事館	<p>【住所】 濟州特別自治道濟州市1100路3351(老衡洞 世紀Bldg. 8階) Segi Bldg. 8F (Nohyeong-dong) 3351, 1100-ro, Jeju-si, Jeju-do</p> <p>【電話】 064-710-9500</p> <p>【FAX】 064-743-5885</p> <p>【メールアドレス】 consular@cj.mofa.go.jp</p> <p>【ホームページアドレス】 http://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp</p>

※各公館の上記電話は24時間対応です(休館日を含む執務時間外は緊急電話代行サービス(日本語対応)に自動転送され、緊急性に応じ担当領事が対応します)。



3 警察／消防・救急／通訳サービス等

警察，消防・救急は，「ジャパニーズ プリーズ」と言うと，日本語のできる担当に代わります。

韓国観光案内電話（「1330」番，アナウンス後に3番を選択すると日本語で通話可能）は24時間対応しており，ホテルや病院等の観光案内，通訳サービス，緊急時には警察，消防など関係機関に取り次ぐサービスを行います。また，「タサンコールセンター」は，三者通話の通訳サービスを提供しています。

(1) 警察，消防・救急

機関名	電話番号	受付時間	日本語の可否	特記事項
警察	112	24時間	可	「ジャパニーズ プリーズ」と話すか，日本語で話し続けると日本語話者を介しての通話が可能となる。
消防・救急	119	24時間	可	「ジャパニーズ プリーズ」と話すか，日本語で話し続けると日本語話者を介しての通話が可能となる。

(2) 通訳サービス等

機関名	電話番号	受付時間	日本語の可否	特記事項
観光通訳案内電話	1330	24時間	可 (アナウンス後、 3番を選択)	日本語専門の観光通訳が常駐し、観光に関する相談、通訳を行う。事故等が発生した場合、消防防災庁などの関係機関と連携した総合案内サービスを提供。
タサンコールセンター	120(ソウル市内) 02-120(ソウル市外)	平日 9時～19時	可 (アナウンス 後、9番、3番 と選択)	日本語が通じない機関へ問い合わせたい時の三者通訳サービスを提供。観光情報や交通情報も提供。
メディカルコリア	1577-7129	平日 9時～18時	可 (アナウンス後、 2番を選択)	医療通訳サービス(三者通話:無料、派遣:有料)の提供。医療機関の紹介等も実施。

4 病院 (平昌付近, ソウル付近)

競技会場周辺の医療機関及びソウル市内の日本語が通じる医療機関のうち主なものは以下のとおりです。

(1) 競技会場周辺

病院名	電話番号	診療受付時間	日本語の可否	住所等
江原道原州医療院	033-760-4500	平日 8時30分～12時30分 13時30分～17時30分	不可	【住所】 江原道原州市書院大路387 (平昌アルペンシアリゾートから約95km, 原州駅から約3.5km) 【ホームページアドレス】 http://www.kwmc.or.kr/main.html 【その他】 週2～3日、英語ボランティアを配置
ソンジ病院	1899-1188 033-760-3119	平日 9時～13時 14時～18時 土曜日 9時～13時	不可	【住所】 江原道原州市園一路22 (平昌アルペンシアリゾートから約95km, 原州駅から約1.5km) 【ホームページアドレス】 http://www.sjmedi.co.kr/
江陵アサン病院	033-610-3114	平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～11時	可 (日本語対応 可能な職員が 随時対応)	【住所】 江原道江陵市沙川面方洞ギル38 (平昌アルペンシアリゾートから約40km, 江陵市庁から約9km) 【ホームページアドレス】 https://www.gnah.co.kr/index.jsp

※江原道医療観光支援センターホームページ

(http://www.healinghubgw.or.kr/ko/h.php?q_regn=1) もありますので、併せてご確認ください。

(2) ソウル市内

病院名	電話番号	診療受付時間	日本語の可否	住所等
カトリック大学校 ソウル聖母病院 国際診療センター	02-2258-5747 (日本人専用)	平日 8時～17時	可	【住所】 ソウル特別市端草区盤浦大路222 (地下鉄3, 7, 9号線「高速バスターミナル駅」4番 出口から徒歩7分) 【ホームページアドレス】 http://www.cmcseoul.or.kr/global/jap/front
延世大学校 新村セブランス 病院国際医 療センター	02-2228-5801	平日 9時30分～12時 14時～17時 土曜 9時30分～12時	可	【住所】 ソウル特別市西大門区延世路50-1 (地下鉄2号線「新村駅」2, 3番出口から徒歩15分(1 番出口からシャトルバスあり)) 【ホームページアドレス】 http://www.yuhs.or.kr/jp
建国大学病院 インターナショナル クリニック	02-2030-7225	平日 9時～12時 13時～17時 (当日診療の場合 は、15時30分までに 行く必要あり)	可	【住所】 ソウル特別市広津区陸洞路120-1 (地下鉄2号線、7号線「建大入口駅」3, 4番出口すぐ) 【ホームページアドレス】 http://www.kuh.ac.kr/japanese/index.asp
順天郷大学 付属病院 国際クリニック センター	02-709-9058 (日本人担当医 師直通電話)	平日 9時～11時30分 13時30分～16時 土曜日 9時～11時30分	可	【住所】 ソウル特別市龍山区大使館路59 (京畿中央線「漢南駅」出口から徒歩5分) 【ホームページアドレス】 http://www.schmc.ac.kr/seoul/jpn/index.do
ソウル峨山病院 国際クリニック	02-3010-7944	平日 8時30分～17時30分	可	【住所】 ソウル特別市松波区オリンピック路43通り88 (地下鉄2号線「蚕室ナル駅」1番出口から徒歩15 分(1番出口からシャトルバスあり)) 【ホームページアドレス】 http://jpn.amc.seoul.kr/asan/lang/jpn/main.do
H PLUS ヤンジ病院	070-4665-9020	平日 8時30分～12時30分 13時30分～17時 土曜日 8時30分～12時	可	【住所】 ソウル特別市冠岳区南部循環路1636 (地下鉄2号線「新林駅」1番出口から徒歩5分) 【ホームページアドレス】 http://newyjh.com
ロハス医院	02-790-7470	平日 9時～13時 14時～18時 土曜日 9時～14時	可	【住所】 ソウル特別市龍山区二村路264 3階305号室 (地下鉄4号線「二村駅」3-1番出口から徒歩5分) 【ホームページアドレス】 http://www.lohascare.org/index.asp

※ソウル市内（特に二村駅周辺）には、このほかにも日本語可能な個人
医院が多数あります。